

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
<b>1</b>	<b>商業登記規則第21条に関する御意見</b>	
1	附属書類としてどのような書類が添付されているかは閲覧する側には必ずしも分からないので、閲覧する部分の記載として詳細なものが求められると、従来閲覧が認められてきた運用が過度に制限される恐れもあるから、従前の規則の下での附属書類の閲覧の運用を前提とすべきと考える。	<p>附属書類の閲覧は、従前から、利害関係を有する者が、利害関係のある部分に限り閲覧できるものと解されてきました。今回の改正は、この解釈を明文上も明らかにするものです。</p> <p>複数の附属書類がある場合には、申請者において閲覧しようとする書類を特定の上、当該書面とどのような利害関係があるのかが明らかにされないと、登記官において、その有無を判断することができないため、閲覧しようとする部分の特定を求めるとしてあります。</p> <p>なお、附属書類として添付するものは法定されており、登記申請人は、その法定された添付書面を提出しますから、閲覧申請人においても、その内容につき、少なくとも、その法定されたものを特定することが可能であり、かつ、その範囲で閲覧を求める添付書類を特定すればよいと考えられます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。</p>
2	閲覧の申請書に「請求の理由」として使用目的等の記載を求めるべきである。	文書の使用目的は、利害関係を明らかにする事由の一つとして記載されるものと考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。
3	改正案第21条第1項の「閲覧しようとする部分」を「閲覧しようとする部分等」とし、全部の閲覧も可能である旨明らかにすべきである。	閲覧に当たっての利害関係は、閲覧しようとする書面との関係で必要であり、附属書類の全部として閲覧の申請がされた場合には、登記官において、利害関係を有するか否かの判断ができないので、「閲覧する部分」の特定を求めるものです。したがって原案のとおりとさせていただきます。
4	① 「閲覧しようとする部分」については、「閲覧しようとする附属書類及びその部分」とすべきである。 ② 「登記簿の附属書類の閲覧は、登記官の面前でさせなければならない(商業登記規則第32条第1項)もの」とされ、登記官の留意事項として「請求に係る部分以外を閲覧しないように厳重に注意すること(商業登記規則第38条第3号)」もの」とされている点につき励行すべきである。	① 不動産登記規則第193条第2項第4号の用例に照らして、原案のとおりとさせていただきます。 ② いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。
5	「閲覧しようとする部分」は、どの程度の特定が必要なかを今後通達等により明らかにすべきである。 また、どの程度の利害関係があれば閲覧が認められるのか、できる限り通達等によって統一的な基準を作成し、明らかにされたい。	利害関係が認められる範囲や利害関係を証する書面としてどのような書面が該当するかは、個別の閲覧申請ごとに定まるもので、統一的な基準を設けることは困難であり、申請ごとに登記官が判断するものと考えられますが、いただいた御意見は今後の運用の参考にさせていただきます。
6	犯収法等の法令に基づく確認義務を負う者による附属書類の閲覧を可能とすべきである。	犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同施行規則により特定事業者課された義務は、登記の附属書類の閲覧につき利害関係を有するか否かの判断材料の一つとなるものと考えられますが、利害関係の存否は、具体的な事案に応じて、個別に判断されるべきものと考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
7	<p>悪質商法に係る被害事案において、個人の責任を逃れるために法人を利用することが多く見掛けられる。そのような事案では、訴訟準備(請求対象者の特定等)のために商業登記の附属書類を閲覧しなければならない場合が多々あること等から、「利害関係を証する書面」として過度に厳格なものを求められると、閲覧までに多くの時間を要し、被害回復が手遅れになる。また、訴訟提起前に被害者の手の内を晒したくない。</p> <p>そのため、閲覧制度に関する改正に反対する。</p>	<p>附属書類の閲覧は、従前から、利害関係を有する者が、利害関係のある部分に限り閲覧できるものと解されてきました。今回の改正は、この解釈を明文上も明らかにするものです。</p> <p>また、登記官において、閲覧申請者が閲覧につき利害関係を有するか否かを的確に判断するためには、それを証する書面が必要であることから、これを求めることとしたものです。</p> <p>利害関係を証する書面としてどのようなものが必要かは、具体的な事案によって異なるものですが、いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>附属書類の閲覧が認められるか否かの判断の運用が過度に厳格にならないように注意すべきであり、「利害関係を証する書面」としては、契約書等が存する場合は契約書により、書面が作成されていないような事案では、申請者の陳述書でも足りる取扱いをすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>「・・・部分について利害関係」との文言及び「証する」との文言からは、当該部分について利害関係がある旨の民事訴訟における高度な証明(厳格な証明)を要するように読めてしまう。</p> <p>登記所窓口の過度の負担を招きかねず、消費者保護や犯罪抑止の観点からも望ましくない。</p>	<p>「・・・を証する書面」との文言は、登記申請における添付書面を規定する文言として一般的な規定であり(商業登記法第46条第1項等)、御指摘のような問題は生じないものと考えられます。</p>
10	<p>「利害関係を証する書面」を必ず添付することができるとは限らないため、添付を要する場面を限定する必要がある。</p>	<p>「利害関係を証する書面」については、登記官において、閲覧申請者が閲覧につき「利害関係」を有するか否かを的確に判断するために必要なものですので、その添付を要することとしています。</p>
11	<p>閲覧に当たって、本人確認証明書の添付を求めるべきである。</p>	<p>閲覧申請をする者が、当該利害関係を明らかにした者同一であるか否かについても、「利害関係を証する書面」の一つとして必要とされる場合があるものと考えられます。</p>
12	<p>添付書類について原本の還付を認めることを明示すべきである。</p>	<p>「利害関係を証する書面」については、その内容によっては原本ではなく、謄本又は抄本によることも許容されるものと考えられますので、原本還付の制度を設ける実益はないものと考えられます。</p>
13	<p>株主リストが閲覧の対象となると、株主名簿の閲覧についての要件を定めた会社法第125条第3項と抵触するので、規則改正ではなく立法で対処すべきである。</p>	<p>「株主リスト」については、会社法上の株主名簿とは同一ではなく、そのうち主要な株主に関する情報が記載されたものに止まるものです。また、「株主リスト」は、登記申請の添付書類として提出されるものであり、「株主リスト」の閲覧も規則上提出することが必要となる他の添付書類の閲覧と同様に、「株主リスト」を閲覧すること自体に利害関係を有する場合に限って閲覧が認められますので、会社法上の株主名簿の閲覧に関する規定と抵触するものではないと考えられます。</p> <p>したがって、本改正につき、法律ではなく、省令で規定することに問題はないものと考えます。</p>

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
14	<p>手続を整備すること自体は賛成であるが、改正案第61条第2項及び第3項の書面を商業登記規則第21条による閲覧対象から除外すべきである。</p>	<p>「株主リスト」は、登記の附属書類として提出されるものであり、当該書面についても閲覧について利害関係を有する場合も考えられることから、一律に閲覧の対象外とするのは困難ですが、その運用に当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>
15	<p>改正案第21条の改正には賛成であるが、「株主リスト」を閲覧できる者は、明確に制限すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>改正案第21条第2項第3号の「利害関係」については、その有無を慎重に確認しなければならないものとするべきである。</p> <p>例えば、「株主リスト」の閲覧については、単に利害関係を有するのみでは足りず、閲覧の対象である附属書類に係る申請人である株式会社の代表者又はその代理人は別として、会社法第828条第2項第1号の「株主等」又は「債権者」に限定すべきである。</p> <p>また、単に当該株式会社の株主又は債権者であるのみでは利害関係を明らかにすることにはならず、閲覧をすることができない取扱いとすべきであり、その旨民事局長通達等により明確にすべきである。</p> <p>株主総会議事録等の閲覧についても同様である。</p>	<p>御指摘のとおり、附属書類の閲覧に当たっての利害関係は、単に株主や債権者に当たるというのみでは足りず、閲覧の目的である「部分」との関係で利害関係を有する必要があるものと考えられます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。</p>
17	<p>「株主リスト」の閲覧は、どのような場合に認められることになるのか。</p>	<p>例えば、株式会社の大株主が、自己に株主総会の招集通知が発せられないまま株主総会が開催されたとして株主総会決議の取消し又は不存在確認の訴えを提起するために、会社が自らを当該総会において議決権を行使できる株主であるとして「株主リスト」を登記所に提出しているか否かを確認するために閲覧を申請する場合等が想定されます。</p> <p>なお、具体的な事案において、実際に閲覧が認められるか否かは、その事案ごとに利害関係の有無を登記官が審査した上で決せられることとなりますので、前記のような事案において、必ず閲覧が認められるものではなく、また、前記のような事案に限られるものでもないことを念のため申し添えます。</p>
18	<p>改正案第61条第2項、第3項の「証する書面」の対象となる「全員の氏名又は名称及び住所」の閲覧については、会社法第125条第3項が株主名簿の閲覧の拒否事由を定めていることとの均衡から、株式会社が同項を理由に閲覧を拒否できる場合には、商業登記規則第21条による閲覧も制限できるような手当てを設けるべきである。</p>	<p>附属書類の閲覧に当たっては、閲覧する附属書類の「部分」について利害関係を証することを要するものであり、会社法上の株主名簿に関する閲覧制限の規定の趣旨に反しないものと考えられます。</p>
19	<p>附属書類の謄写を認めるべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の改正の参考にさせていただきます。</p>

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
20	株式会社の登記簿の附属書類の閲覧請求があった場合には、一定期間経過後、登記所から当該株式会社に対して、閲覧があった旨及びその申請人について通知する制度を新設すべきである。	いただいた御意見は、今後の改正の参考にさせていただきます。
21	閲覧制度の改正については賛成である。	いただいた御意見は、今後の運用の参考にさせていただきます。
<b>2 商業登記規則第61条第2項及び第3項に関する御意見(賛否)</b>		
22	内容虚偽の株主総会議事録が用いられた事例や過去に行われた改正の有効性の検証をすべきであり、それをせずに改正をするのは、申請人に無用な負担を求めるものである。 また、「消費者保護又は犯罪抑止の観点から商業登記の真実性の担保を強化する措置をとるべきであるとの意見、要望が関係方面から寄せられている」というのなら、どのような関係者から、どのような意見、要望が寄せられたのかを開示すべきである。	消費者委員会から登記事項の真正を担保すべき旨の指摘がされています。また、会社分割を悪用した刑事事件の発生を受け、登記の真実性をいっそう確保すべきである旨報道もされているところです。 本改正は、このような指摘等がされていることを踏まえたものであり、登記すべき事項につき株主総会決議を要するものについての登記の真実性を確保するために有効なものと考えています。
23	昨年にも登記の真実性を確保するとして商業登記規則の改正がされたばかりであり、それによる動向を見る必要があり、拙速である。	この改正は、取締役の変更の登記の際などに取締役の「本人確認証明書」の添付を求める旨の平成27年の商業登記規則の改正とは、真実性の確保を図る対象を異にしています。
24	申請人において虚偽の「株主リスト」を作成することが考えられるので、改正に実効性がない。 むしろ、①確定申告の際に税務署に提出する「同族判定の明細書」の提出を求めるか、②株主総会における議決権行使につき、議決権行使書によることを義務付け、株主の印鑑証明書を添付した議決権行使書と株主名簿の提出を求めることの方が登記の真実性を担保できると考える。	「株主リスト」に株主の氏名及び住所の記載を求めることにより、事後的に当該株主リストの内容の真実性を確認することが可能となるため、改正の実効性はあるものと考えます。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。 その他の御意見は、更なる登記の真実性を確保するための方策として、今後の法令改正の参考とさせていただきます。
25	株主名簿を提出させることが虚偽登記防止に有効とは思えず、手続きの煩雑さが増すだけのように思える。 別途、他の方法を検討すべきと考える。	代表者が真実であると証明する「株主リスト」の添付を求めることにより、虚偽の株主総会議事録が作成されることを可及的に防止することができ、不実の登記がされることも防止することができるものと考えられます。
26	株主リストを提出させることにどれだけ実効性があるか疑問であり、次の対案を提出する。 ① 株主リストに掲載された株主各人について実印(法人にあつては登記所登録印)を押印し、印鑑証明書を提出させる。 ② 上記①は、申請代理人である司法書士による株主の実体確認があれば、省略可能とする。	株主各人の実印の押印や印鑑証明書の提出を会社に求めることは、困難であると考えます。
27	会社法が定める以上の負担を申請人に強いるのは相当でないので、改正に反対である。 「真正担保」は届出印の照合で十分である。	登記申請の際に登記所に提出すべき書類は、会社法ではなく商業登記に関する法令で規定されております。

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
28	申請人の負担が増えるので「株主リスト」の添付に反対であり、決議の真正を担保するのであれば株主総会議事録に出席役員全員の署名又は記名押印を求めれば足りると考える。	株主総会議事録への出席役員の押印は、一定の場合に、現状でも求められています(改正前の商業登記規則第61条第4項)が、いただいた御意見は、更なる登記の真実性の確保のための方策として、今後の法令改正の参考とさせていただきます。
29	株主の同意なく株主の個人情報に記載された株主リストを提出することになるので、改正に反対である。	現行においても、一定の場合には、登記申請に当たり、株主名簿の添付等の株主等の情報に関わるものの提出を求めています。 また、登記の附属書類に記載された情報内容にも配慮し、閲覧制度の整備も併せて行っています。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。
30	書面をもって審査する登記所において、代表者の押印をもって作成する株主リストが添付されたからといって株主総会の成立を確認できるのか。登記官は、株主リストについて審査するところがあるのか。 法人の所有者を知りたいから改正するだけなのではないか。	登記官は、「株主リスト」の内容について、発行済株式総数と対比することなどにより審査可能です。 株主リストの内容の真実性については、事後的に株主名簿と対比することなどにより確認が可能となるため、登記の真実性の確保に資することになり、ひいては法人格の悪用防止につながるものと考えられます。 したがって、原案のとおりとさせていただきます。
31	法人格の悪用の防止のために、登記所が所有者情報を把握する必要があるのであれば、別の方策を検討すべきである。	今回の改正は、登記の真実性を確保し、法人格の悪用を防止するために、「株主リスト」の提出を求めるものです。 いただいた御意見は、今後の改正の参考にさせていただきます。
32	商業登記法で規定すべき内容を商業登記規則で規定するのは相当でないので改正に反対である。 なお、改正する場合には①商業登記規則第61条の現行の項番号がずれないように、商業登記規則第61条の2として規定してもらいたい。②また、改正案第61条第3項については、種類株主総会の決議を要する場合にも、総株主の議決権の順序を証すると誤読されないよう、「申請書に、総株主(以下、本条において株主とは「株主又は当該種類株主」をいう。)の議決権」と規定した方がよいと考える。	登記申請の添付書面については、現行法令においても、商業登記規則第61条等に規定されています。 ①について 本改正の項番号については、登記の種類にかかわらず、株主総会の決議等が必要となる場合全般に関わる規定ですので、第2項及び第3項としています。 ②について 改正案第61条第3項については、御指摘を踏まえ訂正しました。
33	上位10名では、議決権数全体の中で低い割合しか占めない可能性があり、意味がないのではないか。	上位10名の要件を設けたのは、多数の株主が存する株式会社の負担に配慮したものですので、原案のとおりとさせていただきます。
34	改正に賛成である。	いただいた御意見は、今後の改正の参考とさせていただきます。
35	本改正に賛成である。 不正への対処は望ましいことと考える。 登記については他にも届出無しでの株式会社等の法人呼称の詐称や登記内容の詐称等の不正が存在するが、当方としてはここで各法務局にこのような登記に関わる通報窓口を設けるべきであると考えます。	いただいた御意見は、今後の改正の参考にさせていただきます。
<b>3 商業登記規則第61条第2項及び第3項に関する御意見(適用対象)</b>		

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
36	<p>役員の変更又は就任の登記の申請を行う場合に限り、株主リストを提出させるべきである。</p>	<p>「株主リスト」を添付することにより、登記の真実性を確保すべき要請は、役員変更の登記の場合に限らず、組織再編による変更の登記等添付書面として株主総会の議事録等を必要とする登記全般に妥当するものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
37	<p>① 株主リストを添付しても、登記の真実性の確保のための実効性が乏しいので反対である。</p> <p>仮に、本改正を行うのであれば、申請人の負担軽減のため、事業報告や有価証券報告書、証券代行会社から提供される「大株主名簿」の写しを流用できるようにすべきであり、その方法を対外的に明示すべきである。</p> <p>② 株主リストに記載すべき株主がいつの時点の株主なのかを明確にすべきである。</p>	<p>① 事業報告、有価証券報告書又は株主名簿と「株主リスト」とではその記載内容が異なっています。そのため、「株主リスト」の代替としてこれらの書面をそのまま用いることは困難と考えられます。</p> <p>もともと、有価証券報告書の「主要株主の状況」欄等の記載内容は、「株主リスト」に記載すべき内容と大部分で重なっています。</p> <p>そこで、申請人の負担を考慮し、今後、有価証券報告書等を利用した「株主リスト」の記載例等を法務省のホームページに掲載することを検討しています。</p> <p>② 株主リストに記載すべき株主は、当該株主総会において議決権を行使することができるものをいい、基準日を定めた場合には、基準日における株主を記載することになります。</p>
38	<p>有価証券報告書提出会社においては、有価証券報告書の記載事項をもって改正法で要請される株主情報に代替可能と思料されることから、「株主リスト」の提出に代えて、例えば、申請書に①有価証券報告書を提出済みであることの記載、②有価証券報告書記載のURLの記載、又は③上場市場区分と証券コードを記載することなどをもって、対応させていただきたい。</p>	<p>「株主リスト」の内容は、登記官が登記するに当たって確認する必要がありますので、登記申請に当たって添付書面として提出していただく必要があります。</p> <p>なお、有価証券報告書等を利用することについては、37の項を御参照ください。</p>
39	<p>臨時報告書の提出が義務付けられている企業は、「株主リスト」の提出を免除するか、その写しの添付で足りるとすべきである。</p>	<p>「株主リスト」と金融商品取引法に規定する臨時報告書とは、その記載内容が異なっており、臨時報告書を提出しなければならない会社につき、株主リストの提出を免除すること又はその写しの提出を認めることは相当でないと考えられます。したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、有価証券報告書等を利用することについては、37の項を御参照ください。</p>
40	<p>上場会社については、上位の株主のリストを提出することは、不要とすべきである。</p>	<p>登記の真実性を確保する要請は上場会社であっても変わらないことや株主の数、主要な株主が保有する株式の数は、上場会社か否かにより画一的に決せられるものではないと考えられるので、上場会社か否かに関わらず、「株主リスト」の提出を求めるとしてあります。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
41	<p>改正に賛成である。</p> <p>ただし、中小企業については、確定申告の際に税務署に提出する「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを活用する方策を検討してほしい。</p>	<p>「同族会社等の判定に関する明細書」の記載事項は、「株主リスト」の記載事項と全てが一致するものではないので、株主リストの代替としてこれをそのまま用いることは困難と考えられます。</p> <p>もっとも、株主の数が少ない株式会社においては、同明細書の記載内容は、「株主リスト」に記載すべき内容と大部分で重なるものと考えられます。</p> <p>そこで、申請人の負担を考慮し、今後、そのような会社を念頭に、同族会社等の判定の明細書を利用した「株主リスト」の記載例を法務省のホームページに掲載することを検討しています。</p>
<b>4 商業登記規則第61条第2項及び第3項の規定に関する御意見(株主リストの記載事項)</b>		
42	<p>上位10名の記載方法についての統一した書式等は定めるのか。定めるとした場合、それ以外の書式は認められるのか。</p>	<p>「株主リスト」の記載例については、法務省のホームページに掲載することを予定しています。もっとも、それ以外の様式を認めないものではなく、規則で定める事項が記載された書面であれば、その様式は問わないこととする予定です。</p>
43	<p>「株主リスト」に記載する株主の範囲として、「総株主の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主又はその有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数」とあるが、例えば、発行済株式100株の会社で1株保有の株主が100名いるような会社の場合では、「上位となる10名」又は「割合が3分の2に達するまでの人数」のいずれか少ない人数とするどどの株主を対象とすればよいのか不明確であるので、その点を条文上も明確にすべきである。</p>	<p>保有議決権数が同数の株主が複数いるため、上位となる10名の株主が11名以上となる場合(例えば、保有議決権数が10位である株主が複数いる場合)は、その11名以上の数の株主を記載する必要があるものと考えられます。</p> <p>また、「多い順に順次加算した割合が3分の2に達するまでの人数」についても、同順位の株主が複数いる場合には、その一部の株主の議決権を合計して3分の2に達したとしても、同順位の株主の全員を記載する必要があるものと考えられます。</p> <p>ご質問の事例では、1個の議決権を有する株主が100名いるということになりますので、100名全員の氏名等を「株主リスト」に記載することとなります。</p> <p>このことは、条文上、「上位となる株主」であることを規定していることにより明確であると考えます。</p>
44	<p>改正案第61条第2項及び第3項の「証する書面」の対象となる「全員の氏名又は名称及び住所」について、「証する」の意味は株式会社が作成管理する株主名簿の記載とおり転記すれば足りることを明示的又は通達若しくはパブリックコメントに対する意見を通じて明らかにすべきである。</p>	<p>株主リストに記載すべき株主の情報については、対象となる株主総会において、議決権を行使できるものとして会社が認識していた株主について、会社が把握している氏名又は名称及び住所を記載すれば足りるものと考えられます。</p>
45	<p>外国の機関投資家については、株主名簿上も、住所が判明していない場合があるので、株主リスト作成に当たっては配慮してもらいたい。</p> <p>最近の商業登記規則の改正について、犯罪とは無関係の会社にとっては、過重な負担となっている。</p>	<p>株主の住所は、株主名簿の記載等により会社が把握している住所を記載することを予定しています。</p> <p>また、いただいた御意見は、今後の改正及び制度の運用に当たって参考にさせていただきます。</p>

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
46	第61条第2項及び第3項の改正案において株主の住所の記載を求めないこと又は市区町村名までの記載で足りることとされたい。	氏名だけでなく、住所の記載まで求めることにより、株主の実在性が明らかになると考えられますし、事後的に株主名簿との整合性も確認できることなどから、住所を記載することを要することとしています。したがって、原案のとおりとさせていただきます。
47	東京証券取引所等に株式を公開している株式会社などが3分の2以上の株式を有する者の株主名簿を提出となった場合、書面申請のときには膨大な添付書面となり、電子申請のときにも膨大な情報を送ることとなり、日常の業務に障害が発生する可能性がある。	議決権数を多い順に合計した数の総議決権に占める割合が3分の2に達するまでの株主が10名を超える場合には、その上位10名の株主を記載すれば足りるので、御懸念のような事態は生じないものと考えられます。
48	「株主リスト」に記載する議決権割合について、分母、分子の定義、計算方法は明示されるか。	分母は総株主の議決権(ただし、当該株主総会決議において行使できるものに限り)の数となり、分子はある株主が有する議決権(ただし、当該株主総会決議において行使できるものに限り)の数となります。
<b>5 その他の御意見</b>		
49	施行日前に決議された株主総会又は種類株主総会に基づき登記を申請する際には、主要株主のリストの提出を要しないものとして欲しい。	登記の真実性の確保及び登記の公示機能の観点からすれば、一定の日以降に登記の申請がされたものについては、一律に同一の添付書面に基づき登記されることが相当ですので、経過措置を置かないこととしています。
50	<p>商業登記規則第18条第2項第1号では「申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者。次章第九節を除き、以下同じ。)若しくは代理人の氏名」とあり、代理人によって申請する場合には、申請人の氏名の記載は不要であると読むことが可能である。</p> <p>実際、商業登記法第17条第2項の申請書に記名押印すべき者については、同様の規定をそのように読んでいる。</p> <p>しかし、改正案第21条第2項では、申請人の住所と代理人の住所の両方の記載が必要であり、氏名についても申請人と代理人の両方を記載すると考えるのが自然である。</p> <p>氏名と住所については、商業登記法第17条第2項のように、申請人と代理人の両方について記載が必要であると規定すべきである。</p>	<p>代理人の氏名を記載するに当たっては、誰の代理人であるかを明らかにするため本人である申請人の氏名を当然記載するものと考えられることから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお記名押印の主体について規定する商業登記法第17条第2項とは、規定する場面を異にするものです。</p>
51	<p>改正案第61条第2項によると、株主全員の同意があったことを証する書面に加えて、株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数及び議決権の数を証する書面の添付が必要となるが、株主全員の同意があったことを証する書面にそれらの事項の記載を求めるとすれば足りるとすべきである。</p> <p>また、株式の数が明らかであれば、株主全員であることは確認できるので、議決権の数を求める必要性は乏しいと考える。</p>	<p>「株主全員の同意があったことを証する書面」に、改正後の商業登記規則第61条第2項の要件を満たす記載がされていれば、当該書面を援用することも可能であると考えられます。</p> <p>なお、議決権数については、改正後の商業登記規則第61条第3項の「株主リスト」と記載内容が異なることによる混乱を避ける趣旨で、第2項の「株主リスト」についても記載を求めることとしています。したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
52	<p>中小企業においては、株主名簿を作成していない法人が非常に多く、本改正をすると、司法書士の負担が増大する。</p> <p>また、中小企業は、役員変更の登記すら懈怠していることが多い現状にあり、商業登記の懈怠が増加すると予想されるので、より簡便な方法で株主総会の真正を担保できる法改正を望む。</p> <p>あるいは、株主名簿を法定添付書面とするのはどうか。</p>	<p>「株主リスト」は、基本的に、株主総会の決議を要する場合における登記申請の添付書面とするものです。株主総会の決議が適法にされている以上、会社としては、当該株主総会で議決権を行使することが可能であった株主を把握しているものと考えられますので、「株主リスト」を作成できないことはないものと考えられます。</p> <p>なお、会社の負担も考慮し、全ての株主の情報が記載された株主名簿自体の提出は求めないこととしています。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>
53	<p>今般の改正案は、中小企業では必ずしも株主名簿が正確に作成されていない状況にあることに鑑みれば、株主名簿の整備を促進する効果を持ち有意であると考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の改正及び制度の運用に当たって参考にさせていただきます。</p>
54	<p>代表取締役の変更等の取締役会の決議を要する事項に係る登記の真実性を確保するため、取締役会決議の場合についても検討すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の改正の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、改正前の商業規則第61条第4項(改正後の商業登記規則第61条第6項)は、代表取締役を取締役会の決議によって選定した場合には、その就任による変更の登記の際に、原則として、当該取締役会に出席した取締役及び監査役が取締役会議事録に押印した印鑑につき、市区町村長の作成した印鑑証明書の添付を求めています。</p>